

→表面から なお、公立公民館では講師を派遣する「おでかけ公民館講座」を実施するなど、市全体では様々な事業を展開していますので、それらもご検討いただければと思います。

⑬ 親学（孤立せず地域と関わることの大切さ等を説く）の必要性を痛感します。

（回答 生涯学習推進課）

家庭を取り巻く社会状況の変化の中、本市でも親学（家庭教育）の重要性は認識しており、小中学生の保護者を対象に学習機会を提供する「家庭教育セミナー」や地域において家庭教育を推進する人材を育成する「家庭教育地域リーダー養成講座」を実施しています。

セミナーは、主に学校行事やPTA研修会（今年度7月の市P担当副会長研修会でも活用）等の機会に『『親の学びプログラム』を活用したワークショップ』『専門講師による講演会』として実施中ですが、今後は企業内研修等での活用増に向け、働きかけを強めていきます。

また養成講座は、市と地域で活躍するNPOとの協働で実施しており、家庭教育の学習はもとより、修了後の活動に向けた実践的な内容を取り入れています。現在、修了生の一部は、前述したセミナーの進行役として活動しており、今後もより多くの人材輩出を目指すとともに、学習成果を活かす場の提供に努めていきたいと思ひます。

5 その他

① 臨採の先生の担任に不安の声が一部にある一方、一生懸命される先生への賞賛の声も多く聞きます。優秀な臨採の先生の正規採用への優遇措置等あるのでしょうか。

（回答 教職員課）

政令指定都市移行後から実施しております教員採用選考試験におきましては、以下の条件を満たす臨採経験者の方々に対して、第一次選考試験の一部を免除する制度を設けております。これまでの試験におきましても、本市教育への高い関心と熱意を持たれている多くの臨採の先生方が、この制度の適用を受けて受験し、合格されております。

<臨時的任用教員の一部免除制度>

① 試験実施年度の5月1日現在において、熊本市立の小・中・高等学校及び総合ビジネス専門学校の臨時的任用教員（常勤講師、養護助教諭）として任用されている者

② 過去5年（試験実施年度の4月30日迄の5年間）の内、通算36ヶ月以上の臨時的任用教員の経験がある者

※ ①及び②の両方の条件を満たす者は、第一次選考試験の「教職科目」が免除されます。

② PTA室へのネット接続に、市教委の協力（回線接続等）が得られないでしょうか。

（回答 教育センター）

学校におけるネットワークの利用に際しては、ウイルス感染やコンピュータへの不正侵入、個人情報の流失等に備えた情報セキュリティ対策が不可欠です。そこで、本市の地域教育情報ネットワーク（e-net）の運用・管理においては、情報セキュリティ対策実施手順に則り、情報セキュリティの確保・維持に努めております。そのような理由で、個人所有のコンピュータなど、e-net専用端末以外のネット接続についても禁止しているところであり、何卒ご理解いただきたいと思います。

③ 学校で起きる諸問題解決にPTA役員も協力したいと思うのですが、情報があまり知らされませんか。

（回答 総合支援課）

学校で起きる諸問題について、PTA役員の方から協力をしたいとご提案を頂き、大変ありがたく、また心強く思っております。学校で起きる諸問題についての情報が知られないとのことですが、個人情報に関するものについては、プライバシーの問題もあり、お知らせすることができない事情につきましてはご了承いただきますようお願いいたします。諸問題の解決に向けては、PTAとの連携が重要であると考えておりますので、問題の状況に応じて、可能な範囲で情報提供を行うことができると考えております。

今後も、PTAを始め関係機関と学校が連携を図りながら、問題の解決に取り組んでいけるよう努めてまいります。

④ 有事や緊急時に、教育委員会からの一斉情報発信はできませんか。

（回答 教育政策課）

各学校の校長及び教頭には、緊急時に一斉情報発信できるような体制を昨年度からとっているところです。保護者の皆様へは、各学校から、メールや緊急連絡網で情報発信ができるものと考えております。

⑤ 校区外から通学する児童が複数います。緩衝地区、越境入学・通学の判断基準をお聞かせください。

（回答 学務課）

緩衝地区につきましては、地域の要望書の提出により、教育委員会において学校規模や自治協議会等の確認を行いながら検討し決定をしています。越境入学（区域外就学）については、卒業学年に転居した場合等、許可基準に該当する場合において、学務課へ申し立てをしていただき、校区外の学校に就学することができます。許可基準に該当しない方及び無許可の方は、校区外の学校へ通学することはできません。

→以下、次号へ